

令和8年度離島・へき地診療所遠隔医療実証事業業務委託 企画提案仕様書

1 委託事業名

令和8年度離島・へき地診療所遠隔医療実証事業

2 委託目的

沖縄県内の離島・へき地では、殆どの診療所が医師1人の診療体制で、24時間365日医師1人で地域住民の健康を守っていくことは診療所医師の大きな負担となっているほか、小規模離島が多数存在するという地理的特殊性を踏まえ、専門診療科を含めた住民の受診機会の確保が求められており、オンライン診療を含む遠隔医療を活用することで、医師の負担軽減及び医療提供体制の確保を図る必要がある。

本委託業務では、離島・へき地診療所での遠隔医療の実装化を目的に、オンライン診療（DtoP）及び遠隔医療支援（DtoD）に関する実証事業を実施するとともに、その効果の検証及び実装化に向けた課題の整理等を行う。

3 委託期間

契約締結の日（令和8年5月頃を想定）から令和9年3月31日まで

4 委託業務の内容

(1) 遠隔医療に関する実証事業の実施

沖縄県庁内に設置されている「沖縄県離島・へき地における遠隔医療導入検討ワーキンググループ（以下「遠隔医療検討WG」という。）」と連携し、県内のへき地診療所、へき地医療拠点病院等によるオンライン診療を含む遠隔医療の実証事業を行う。

ア 実施内容

- ・ 実証を行う内容は、専門診療科（皮膚科・眼科・精神科）診療及び総合診療（代診医診療）で、沖縄県が想定している実施内容は次のとおり。

診療科		実施内容	箇所	1箇所あたり 実証回数
専門診療科診療	皮膚科	オンライン診療（DtoP） 又は 遠隔医療支援（DtoD）	本島周辺離島 （1箇所程度）	最低2回
	眼科	遠隔医療支援（DtoD）	本島周辺離島 （1箇所程度）	最低2回
	精神科	オンライン診療（DtoP）	宮古及び八重山地域 離島（2箇所程度）	最低2回
総合診療 （代診医診療）		オンライン診療（DtoP）	本島周辺離島 （2箇所程度）	最低2回

- ・ 具体的な実施内容は受託者からの提案及び診療所、支援側医師等の意見を踏まえて、沖縄県と受託者で協議の上で決定する。
- ・ 企画提案者は提案上限額の範囲内で実施可能な内容（箇所数・回数・期間等）を提案すること。
- ・ 実施に当たっては、医療法、オンライン診療の適切な実施に関する指針（厚生労働省）等に示された内容を遵守すること。

イ 主な業務

委託する主な業務は、次の(ア)から(オ)のとおり。

- (ア) 医療法及び厚生労働省等が示す各種規程の整理、他自治体の事例収集
- (イ) 実証を行う診療所、支援側医師、その他関係機関との連絡調整
- (ロ) 実証事業に関する実施計画、スケジュール等の作成
- (ハ) オンライン診療等の導入にかかる手順書の作成
- (ニ) 医療機関に対する説明・支援・相談対応等（医師の研修、各種届出、診療報酬・患者負担金の整理等）
- (ヒ) 関連機器の手配・調達、操作研修等
- (ヘ) 住民への説明・患者の同意取得に係る計画作成、関係機関との調整等
- (ホ) 処方薬の受渡、配送等に係る計画作成、関係機関との調整等
- (セ) オンライン診療等実施前のデモンストレーション
- (ソ) 支援側医師の報酬支払い（1回あたりの報酬単価は10万円で積算すること。）
- (オ) その他実証事業の実施に必要な業務

(2) 実証事業の効果検証、実装化に向けた課題の整理等

関係者へのアンケート調査を実施し、実証事業の効果を検証するとともに、実装化に向けた課題等を整理し、沖縄県内の離島・へき地診療所の医療提供体制や医師の負担軽減に効果的な遠隔医療のスキーム等の提案を行う。

主な業務は以下のとおり。

- ア 医師、看護師、患者、その他実証事業協力者等を対象としたアンケート調査の実施
- イ アンケート調査結果の評価、分析
- ウ 実装化に向けた課題の整理
- エ 沖縄県内の離島・へき地診療所に効果的な遠隔医療の提案
- オ その他実証事業の効果検証、実装化に向けた課題の整理等に必要な業務

(3) 遠隔医療検討WG会議の開催支援

委託期間中に遠隔医療検討WG会議を3回程度開催する予定となっており、同会議に係る資料・議事録の作成、意見・課題等の集約、分析等、WG会議の開催支援を行う。

(4) 沖縄県及び関係者との調整等

受託者は、業務の遂行に当たり、沖縄県及び関係者と十分に調整した上で、業務を行

うこと。また、沖縄県の求めに応じ、業務の進捗状況等について随時報告するとともに、必要に応じて打合せ等を行い、その記録を沖縄県に提出すること。

(5) その他

(1)から(4)までの他、本業務の目的に沿った自主提案があれば、提案上限額の範囲内で提案すること。

5 成果物

本業務における実証事業の実施結果、効果検証結果等をまとめた実施報告書、その他本業務で作成・収集した資料一式を電子データで提出すること。

6 業務実施のために必要な人員の配置

本業務を実施するため、遠隔医療に関する実証・実装化に対する自治体等への支援及びこれに関連する調査、情報整理、分析、会議運営等に一定の経験・スキル等を有する統括担当者を1人以上配置するとともに、その他必要な人員を2人以上配置し、業務を遂行する上で必要な体制を整え効果的な事業の実施に努めること。

7 経費処理に関する注意事項

(1) 総論

事業終了時に業務完了報告書等の提出を受け、検査した結果、契約の内容に適合すると認められた経費について、契約額の範囲内で支払うものとする。

(2) 帳簿等の整備及び検査

ア 業務の実施に要する経費に関し専用の帳簿を備え、支出額を明確に記載しておかなければならない。

イ 業務に要した経費を県が指示する項目に従って前項の帳簿に記載し、その支出内容を証明又は説明する書類を整理して保管しなければならない。

ウ 支出内容を証明又は説明する書類とは、通常使用している支出に関する決裁文書、仕様書、見積書（相見積を含む。）、契約書、納品書、検収調書、請求書、領収書、銀行振込領収書、業務に従事する者の給与支払を示す台帳及び出張伝票等をいう。

エ 帳簿及び書類の保管期間は、委託期間が終了する日の属する事業年度（県の事業年度である4月1日から翌年3月31日までの1年間をいう。以下同じ。）の終了日の翌日から起算して5年間とする。

オ 沖縄県が必要と認めるときは、当該業務の実施状況、帳簿、書類その他必要な物件を検査することができる。

(3) 人件費

人件費とは、委託事業に従事する者の作業時間に対する給料その他手当をいう。

人件費の精算方法は、原則として「時間単価×直接的な作業時間数」にて算出し、作

業時間数の確認に当たっては、業務日誌などにより行う。

人件費は従事者一人一人について算出することから、役割分担等が確認できる資料を作成し、従事者に変更がある場合は、その都度、沖縄県と協議等を行うこと。

人件費の時間単価については、受託単価計算の手法により算出し、疑義が生じた場合は、沖縄県と受託者の間で協議することとする。

8 業務の再委託の制限

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

※ 契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により沖縄県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはその限りでない。

※ その他、簡易な業務

ア 資料の収集、整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

エ 物品の輸送・発送

オ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合に、県と別途協議を行った業務

9 その他

(1) 本仕様書記載の業務内容等については、実施段階において、予算や諸事情により変更することがある。

(2) 本業務で取得した情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、本業務における成果物は、沖縄県の承諾を得ずに他に公表、貸与又は使用してはならない。

(3) 本業務の実施により取得した著作権等については、沖縄県に帰属する。ただし、本委託の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者

の責任と費用をもって処理すること。

- (4) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合には、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
- (5) 事業実施にあたっては、労働基準法、個人情報保護法等の法令を遵守すること。
- (6) 本仕様書に記載のない事項については、協議により決定する。